

病

院事業決算

収益的収入および支出

	平成19年度	平成18年度
病院事業収益	1,435,265,871 円	1,397,831,157 円
病院事業費用	1,450,088,868 円	1,456,907,103 円
当年度純損失	14,742,997 円	59,075,946 円
当年度未処理欠損金	1,579,959,863 円	1,565,216,866 円
当年度末不良債務	708,254,108 円	751,997,277 円

資本的収入および支出

資本的収入	23,682,494 円	79,971,691 円
資本的支出	23,682,494 円	79,971,691 円
資本的収支不足額	0 円	0 円

水

道事業決算

収益的収入および支出

	平成19年度	平成18年度
水道事業収益	296,018,192 円	295,092,119 円
水道事業費用	279,268,823 円	273,806,392 円
当年度純利益	13,543,869 円	20,389,320 円
当年度未処分利益剰余金	96,741,065 円	79,553,166 円
翌年度繰越利益剰余金	96,063,065 円	71,679,410 円

資本的収入および支出

資本的収入	46,500,000 円	110,300,000 円
資本的支出	102,653,870 円	172,790,878 円
資本的収支不足額	56,153,870 円	62,490,878 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額56,153,870円は、当年度分損益勘定留保資金52,948,370円、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額3,205,500円で補てんした。

下

水道事業決算

※昨年度からの事業

収益的収入および支出

	平成19年度
下水道事業収益	105,570,984 円
下水道事業費用	332,413,787 円
当年度純損失	233,053,741 円
当年度未処理欠損金	468,485,285 円
当年度末不良債務	0 円

資本的収入および支出

資本的収入	995,501,993 円
資本的支出	998,552,893 円
資本的収支不足額	3,050,900 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,050,900円は、当年度分損引継現金3,050,900円で補てんした。

議 会 の



6 月 定 例 会

議決された

主 な 議 案

- ・平成19年度鶴田町病院事業決算認定について
- ・平成19年度鶴田町水道事業決算認定について
- ・平成19年度鶴田町下水道事業決算認定について
- ・平成20年度鶴田町一般会計補正予算（第1号）案
- ・平成20年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- ・平成20年度鶴田町老人保険特別会計補正予算（第1号）案
- ・鶴田町歴史文化伝承館の設置及び管理に関する条例案
- ・鶴田町監査委員条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- ・鶴田町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ・鶴田町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例
- ・鶴田町町税条例の一部を改正する条例
- ・町道の路線の廃止について
- ・町道の路線の認定について
- ・青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- ・青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- ・医師、看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める請願書
- ・医師、看護師等を増やすための法改正、財政措置を求める意見書案
- ・国による基幹的な農業水利施設等の着実な整備に関する意見書案

概要

第1回定例会

平成二十年第二回鶴田町議会定例会が、六月十日から十八日までの会期九日間で開催されました。議案二十一件、報告六件、請願二件、意見書案二件について審議が行われ、「後期高齢者制度」に関する請願書が継続審査になった以外、原案どおり議決（可決十三件、承認七件、認定三件、採択一件）されたとともに報告を終了（六件）いたしました。

今定例会では、町立中央病院、水道、下水道の公営企業会計決算が認定されています。そこで、平成十九年度の病院事業決算、水道事業決算、下水道事業決算について概要をご紹介します。

一般質問

編集 議会事務局

六月定例会一般質問の
要旨をお知らせします

新谷賢剛議員

所属会派 日本共産党

霜害、ひょう害対策について

農作物の霜害、ひょう害被害対策について問う

内容

- 一、被害実態の正確な把握をすべきである。
- 二、町は被害農家への支援対策を講ずるべきである。併せて、国県にも働きかけを行うべきである。
- 三、ブドウの被害は過去に経験のない打撃である。きめ細かい指導支援対策を取るべきである。

答弁 町長

農作物の霜害、ひょう害被害対策についての、最初のご質問は、被害実態の正確な把握をすべきであるということですが、霜に関して、先月、五月十二日未明の低温により、妙堂崎の米山地区や野木山周辺、大性や境地区な



どの局地的に冷気の溜まりやすい地域で被害が見受けられているところがあります。

また、ひょうに関して、岩木山の裾野、土面沢や大森方面から、当町の犬伏、境の板柳町に近いところ、そして、青森市浪岡、吉野田方面へと、ベルト状に降ったものと推察されております。

町としては、霜については、五月十四日に、町の農業技術者の集団であります農業支援センターが被害調査をしたところでありますし、ひょうについても支援センターが降ひょうのあった五月二十六日の午後と、翌二十七日に調査をしたところであります。

町全体の被害面積等については、現在取りまとめ中でありますが、概略的な数字を申し上げますと、霜の被害面積は、リンゴは約百五十ヘクタール、ブドウは五ヘクタールで、ひょうの被害面積は、りんごは二百二十ヘクタール、ブドウで二十五ヘクタール程となっております。

現在、被害のあった農家からの被害面積などの申告の受付を進めているところであります。

ブドウの栽培場所等に関しては、ある程度地域的にも人数的にも集約されておりますし、ほとんどの農家が「津軽ぶどう協会」の構成員でありますので、被害面積や被害農家数の把握は時間的にも即応できておりますが、減収となる数量や金額については、今少し時間がかかるものと思っております。と言いますのも、ブドウは、

ちょうど今が開花時期でありますし、今後の天候などにより、結実量も変わってきます。また、今回の霜やひょうの影響により、房の形など、製品率や加工向けの数量などにも動きがありますので、もう少し生育の状況を見る必要があるものと思っております。

リンゴにつきましては、概略的には先に述べたとおりであります。が、今後の指導支援対策を、より充実していくためにも、戸々の農家の状況把握をすることが必要であると思っております。そのため、各農事振興会の会長を通じ、被害農家からの被害申告受付をしたところであり、現在、詳細について、集計をしながら、被災農家の実態の把握に努めているところであります。

次に、町は被害農家への支援対策を講ずるべき。併せて、国県にも働きかけを行うべきである。とのご質問でございますが、今回の災害につきましては、先ほど申し述べましたが、被災面積や戸数のほか、被災の程度など、被害の内容を整理しているところであります。が、被災園地の栽培管理については、速やかな対応が求められるため、リンゴ・ブドウの緊急生産情報を配布しながら生産指導にあたってきたところでありますし、現地講習会も開催してきているところがあります。今後も生育状況に応じた講習会の開催も検討



しているところでありますが、特に今回の災害への重点的な生産指導強化のため、今年度新たに、農業者の各種相談に応じるとともに、町の新たな振興作物の導入についても積極的に取り組むために組織した、「町農業支援センター」内に、「降霜・降雪生産指導対策本部」を設置し、被災農家に対するきめ細かい生産指導に努めることとしたところであります。

先般の被害状況調査では、霜の強かったところでは、結実果がほとんど見受けられない園地や、ひょうにあつては、裂傷したものや、一つの果実に十数個以上のひょうの痕跡が見受けられるなど、極めて大きな被害園地も確認された



△6/15ブドウ被害の状況を詳しく聞く津島代議士

あわせて、先般十五日には、前後して、津島代議士はじめ、県選出の国会議員の方々が、被災園地の状況視察に来町された折にも、今回の災害に対する、市町村への財政支援とともに、加入率が、青森県全体でも33%台、当町においても28%と極めて低い果樹共済について、加入要件の緩和とともに共済金の支払いについては、メリットが感じられる制度に改めること、そして、ブドウについても、この果樹共済の中で、対応可能となるような見直しもまた、要望したところであります。

次に、ブドウに対する、きめ細かい指導支援対策を取るべきである。とのご質問でございますが、今回の霜やひょう害は、ブドウの災害の中では、今まで、あまり経験がないものでございます。ブドウの生育や栽培管理に関しまして、要の生育ステージを把握し、適切な栽培管理指導が必要であると思っております。特に、これらの、房が作られるまでが極めて

大事な時期でありますので、その

ころであります。そのため町としては、被災農家の再生産のための支援対策として「薬剤費の一部助成」や「経営資金の融資にかかる利子助成」を実施したいと考えております。予算規模や具体的な内容については、もう少し時間がかるものと思っておりますが、整理された段階で明らかにして参りたいと思っております。

また、国県への働きかけにつきましましては、例年東京で行われている、県町村会の幹部によります、衆参の県選出国会議員に対する要望活動が、先般六月五日に行われた訳であります。ひと通りの要望事項等の説明終了後に、特別、時間をいただき、今回の被害対策についての、財政支援等の要望発言もしてきたところであります。

今後、被害状況などが整理された段階で、県への働きかけとともに、再度、県選出国会議員への働きかけもしてまいりたいと思っております。

このことは、被害園地視察の折、生産者から要望されたことでもございいます。



△6/10 第2回ひょう被害ブドウ現地講習会の模様

指導を徹底してまいりたいと思っております。

そのため、町農業支援センターと津軽どう協会の共催により、六月二日に第一回目の現地講習会を開催し、二回目は六月十日に終了したところであります。

この後は、ブドウの開花に合わせた講習会、その後は七月初めに、房づくりの講習会を行う予定でもあります。

栽培管理等に関する指導等については、以上申し述べましたところですが、そのほかの支援対策に関しましては、「降霜・降雹・電生指導対策本部」とともに、きめ細かい指導支援対策に努めてまいりたいと思っております。



七月三十日(水)、総務省にて増田寛也総務大臣(写真中央)へ陳情する模様。中野町長を筆頭に出町議長、山本副町長、澤田総務課長、永澤産業観光課長の五名が増田総務大臣と会見し、ひょうで傷ついた実物の果実や霜により全く結実していないリンゴ園地の写真を見ていただきながら状況を説明、今回の霜・ひょう被害の甚大さを大臣に直接訴えた。